

厚木交響楽団 団則

第一章 総則

第一条 本団は、「厚木交響楽団」と称する。

第二条 本団は、神奈川県厚木市長谷 1217番地 に所在地を置く。

第二章 目的と事業

第三条 本団は、演奏活動を通じ、地域音楽文化の向上に寄与すると共に団員相互の親睦をはかることを目的とする。

第四条 本団は目的を達成するために定期演奏会、定期練習、臨時演奏会、その他、適切と思われる事業を行う。

第三章 団員

第五条 本団は、目的に賛同する音楽愛好家を持って組織する。

第六条 本団への入団、退団、休団は役員会の承認を受けなければならない。

第七条 本団は、正団員、準団員で組織する。

第八条 正団員は18歳以上のものとする。団費および所定の経費を納め、また団の演奏活動ならびに練習活動に参加し、本団の目的達成のため努力せねばならない。

第四章 役員

第九条 本団に次の役員をおく。

団長

副団長

書記・庶務

会計

監査

インスペクター

会場

演奏会実行

ライブラリアン

資産管理

広報

楽器

友の会事務局および事務局代行

第十条 役員は総会(後述)において選出する。任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

第十一条 役員は任期満了といえども後任役員の定まるまでその職を行う。

第十二条 役員の欠員補充の場合は前任者の残余期間とする。

第五章 コンサートマスター、セクションリーダー、パートリーダー

- 第十三条 本団にコンサートマスター、セクションリーダー、パートリーダーをおく。
 コンサートマスター 若干名
 セクションリーダー 高弦、低弦、木管、金管打楽器ごとに1名
 パートリーダー パートごとに一名
- 第十四条 コンサートマスターは役員会で選出し、団長が任命する。
- 第十五条 セクションリーダーは各セクションのパートリーダーにて選出し、団長が任命する。
- 第十六条 パートリーダーはパート内で選出し、団長が任命する。

第六章 機関

- 第十七条 本団の最高決議機関として総会をおく。運営機関として役員会を置く。

第七章 総会

- 第十八条 本団は、年一回総会を開きその招集は役員会が行う。また必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第十九条 総会は正団員および準団員の過半数以上の出席により成立し、議決は出席者の1/2以上の賛成を必要とする。
- 第二十条 第二十二条 第二項にいう団則の決定および改正は出席者の2/3以上の賛成をもって決する。
- 第二十一条 総会において団員の推薦により議長・書記の各一名を選出する。
- 第二十二条 総会において次のことを行うものとする。
- 第一項 事業計画の報告 および事業報告
 - 第二項 団則の決定ならびに改正
 - 第三項 音楽監督、常任指揮者、指揮者の承認
 - 第四項 役員の選出
 - 第五項 会計報告
 - 第六項 監査報告
 - 第七項 その他必要な事項
- 第二十三条 団員は二名以上をもって、総会に議題を提案することができる。
- 第二十四条 団員の1/5以上の請求が役員会にあった場合、役員会は臨時総会を開かなければならない。また、役員会が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。
- 第二十五条 臨時総会における、議長・書記は 団長・書記が行う。

第八章 役員会

- 第二十六条 本団は、本団役員及びコンサートマスター、セクションリーダーにより構成される役員会を置く。
- 第二十七条 役員会は、団長がこれを招集する。
- 第二十八条 役員会では、次のことを行う。
- 第一項 事業計画の立案及び実施、事業報告
 - 第二項 演奏会曲目の選曲、決定
 - 第三項 その他
- 第二十九条 役員会は必要に応じて専門委員会をおく。

第九章 運営

- 第三十条 本団の経費は、団費その他の収入をもってあてる。団費および経費の徴収についての細目は、役員会が、別に定める。

第十章 会員制度

- 第三十一条 「厚木交響楽団友の会」とする。
- 第三十二条 本会に一般会員及び賛助会員を置く。
- 第三十三条 一般会員は、本団主催の公演を優先的に聴くための会員とする。
- 第三十四条 賛助会員は、本団の主旨を理解しその向上発展を賛助する会員とする。
- 第三十五条 会費等についての細目は、役員会が別に定める。
- 第三十六条 友の会の会計については、これを厚木交響楽団に報告する。また厚木交響楽団の監査を受けなければならない。

第十一章 音楽監督・常任指揮者・指揮者・トレーナー

- 第三十七条 本団は必要に応じて音楽監督を置く。選任は役員会の推薦により総会における承認を必要とする。
- 第三十八条 本団は必要に応じて常任指揮者を置く。選任は役員会の推薦により総会における承認を必要とする。
- 第三十九条 本団は必要に応じて指揮者を置く。選任は役員会の承認を必要とする。
- 第四十条 本団は必要に応じてトレーナーを置く。選任は役員会の承認を必要とする。

第十二章 入団・退団・休団

- 第四十一条 役員会は団員の入団・退団・休団を承認し、また団員の除籍を決定することができる。

第十三章 その他

第四十二条 この規約に定めのあるもののほか、本団の運営に必要な細目は役員会が定める。

附則

1. 本団則は昭和 61 年 1 月 12 日より施行する。
2. 本団則は平成 30 年 2 月 11 日付で、一部改訂して実施する。

セクションリーダー会設置規則

厚木交響楽団団則 第八章第二十九条により、セクションリーダー会を設置するための規則をここに定める。

第一章

第一条 (名称、構成員)

この委員会は、名称を「セクションリーダー会」と称する。

第二条 構成員はコンサートマスター、セクションリーダーとする。

なお、インスペクターの出席は必須とし、その他の役員、パートリーダーの出席は任意とする。

第二章 (目的)

第三条 本委員会は、厚木交響楽団の定期演奏会などの曲目、指揮者、練習計画等を討議し、役員会に案を答申する。

第三章 (委員長の任命)

第四条 本委員会の委員長は、コンサートマスターとするが、必要に応じて交代することが出来る。選任は役員会の承認を必要とする。

第四章 (委員長の任期)

本委員会の委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし欠員補充の場合は前任者の残余期間とする。

第五章 (運営)

本委員会の運営に必要な事項は本委員会が別に定める。

附則

1. 本規則は昭和 61 年 1 月 12 日より施行する。
2. 平成 27 年 1 月 11 日付で、内容を一部改訂して実施する。

厚木交響楽団入団、退団及び休団に関する規則

厚木交響楽団団則、第三章第六条及び第七条、第十三章第二十九条の規定により、厚木交響楽団の入団、退団及び休団に関する規則をここに定める。

第一章 総則

第一条 (入団の承認)

入団の承認は役員会が行う。

第二条 (退団及び休団の承認)

退団及び休団の承認は役員会が行う。

第三条(通知の義務)

団長は、入団、退団及び休団に関する決定があった時は、速やかに当該者に通知しなければならない。

第四条 (不服の申し立て)

当該者は、役員会の決定事項に不服のある場合、通知を受けた日から30日以内に役員会に対して不服の申し立てをすることができる。

第二章 入団

第五条 (入団の申し込み)

入団を希望する者は、役員会に申し込まねばならない。

原則1ヵ月間(最大3ヵ月間)を試用期間とし、練習への参加状況・態度、演奏技術が団員として認められた場合は、役員会がこれを承認する。

なお、試用期間中は団費の納入は必要としないが、演奏会や合宿などに参加する場合は、所定の経費を納入しなければならない。

第六条 (団費の納入)

入団を承認された者は、団費など、所定の経費を納入しなければならない。

第一項 正団員または準団員として、入団を承認された者は、団費および必要に応じて所定の経費を納入しなければならない。

第二項 正団員の団費は 2,500円/月とし、前月末日までに納入しなければならない。

第三項 準団員の団費は 500円/月とし、前月末日までに納入しなければならない。

第四項 正団員および準団員ともに休団中の団費は 500円/月とする。

第七条 (所定の経費)

演奏会や合宿などの活動における、必要な経費は会計が都度計算し、役員会にて徴収額を決定する。

第三章 退団

第八条 (退団の申し出)

退団しようとする者は速やかに役員会に申し出なければならない。

第九条 (退団の要件)

上記の規定にかかわらず、役員会は下記に該当する者の退団を決定することができる。

- イ 3ヶ月以上、無断で欠席している時
- ロ 6ヶ月以上、団費を滞納している時
- ハ 休団期間終了後、復帰または休団継続の意思表示がない場合
- ニ その他、退団させることが特に必要と認められる場合

第十条 (団費の納入)

退団しようとする者で団費などの滞納がある場合は直ちに納入しなければならない。また団からの借用品などがある場合は直ちに返納しなければならない。

第四章 休団

第十一条 (休団の申し出)

退団しようとする者は、速やかに役員会に申し出なければならない。

第十二条 (休団の期間)

休団の期間は、その都度本人と役員会で協議決定する。

第十三条 (休団の延長)

休団期間満了後、なお休団の延長を希望するものは、その都度本人と役員会で協議決定する。ただし、休団期間は連続して2カ年を越えることはできない。

第十四条 (意思表示の義務)

休団期間の満了したものはすみやかに復帰、休団の継続または退団の意思を役員会に表示しなければならない。

第十五条 (役員会による休団の決定)

6ヶ月以上欠席することが明らかな者で、なお休団を申し出ないものは、役員会が休団させることを決定することができる。

第十六条 (休団者の団費の取扱い)

休団者は、団籍を保有するが、活動に参加することはできない。

第十七条 (休団者の取扱い)

団者は、団籍を保有するが、500円/月の団費を納入しなければならない。

第十八条 (演奏会曲目の編成制限による休団の取扱い)

演奏会曲目の編成制限により、演奏活動の参加できない場合は、休団扱いにする。本人の希望により、練習への参加を認める場合がある。
なお、この場合、団費の納入の必要はない。

附則

1. この規則は昭和61年1月12日から施行する。
2. 平成30年4月1日付けで、一部を改訂して実施する。